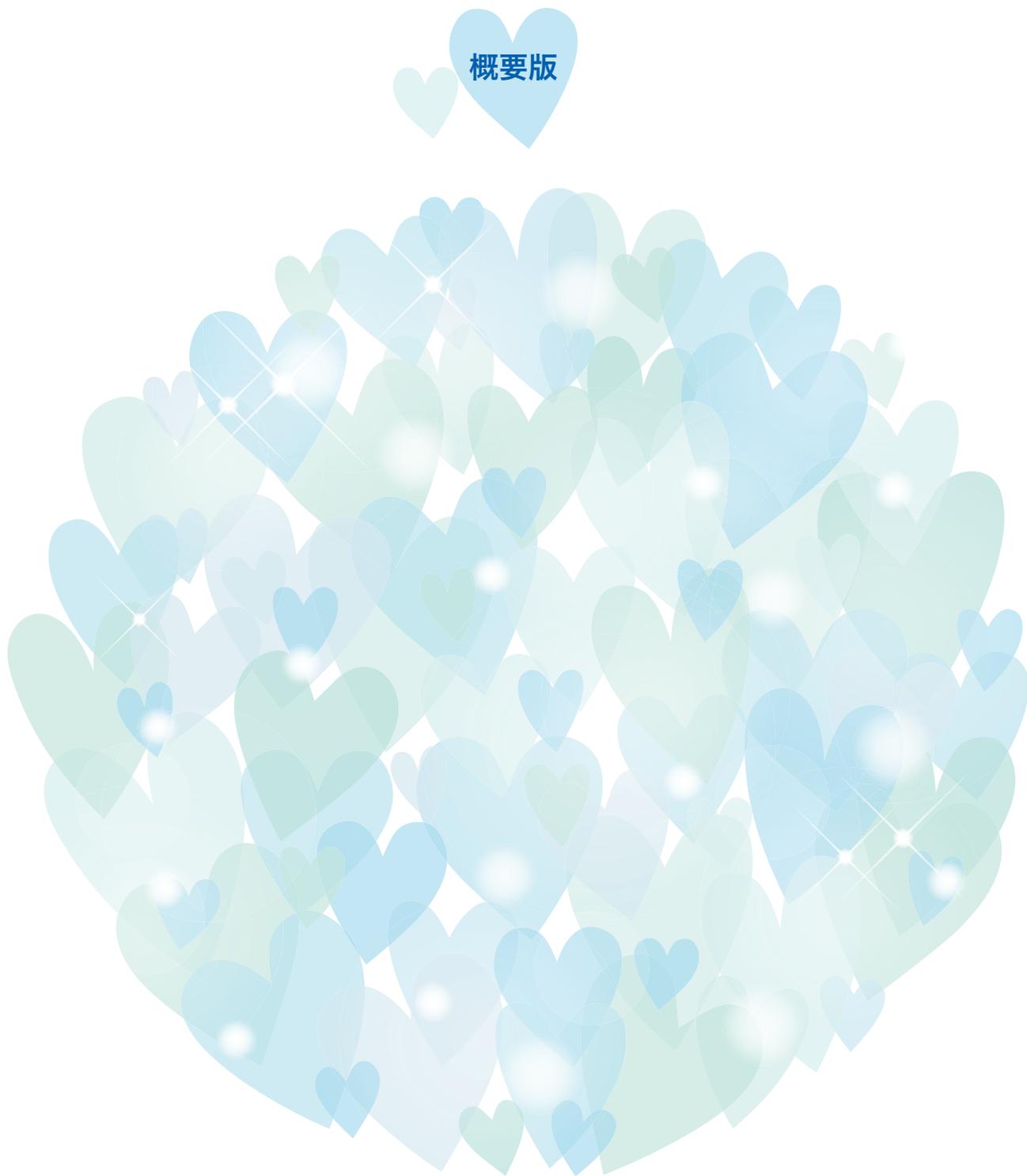


# 第7期富山市障害福祉計画

## 第3期富山市障害児福祉計画

概要版



令和6年3月

富山市

## 障害福祉計画と障害児福祉計画

- 「障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条、「障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づき策定するものです。
- これらの計画は、国（厚生労働省・こども家庭庁）の「基本指針」（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）に基づき、3年ごとに、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の成果目標や見込量、その確保策等を示すものです。
- 富山市の障害者施策全般の基本的事項を定めた「第4次富山市障害者計画」（令和3年度～令和8年度）の福祉サービス分野における後期実施計画としての性格を有しています。
- 計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年
第4次富山市障害者計画					
第6期富山市障害福祉計画 第2期富山市障害児福祉計画			第7期富山市障害福祉計画 第3期富山市障害児福祉計画		

## 基本理念

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える  
地域共生社会の実現をめざして

※「第4次富山市障害者計画」の基本理念

## 基本方針

「第4次富山市障害者計画」の基本的視点と国（厚生労働省・こども家庭庁）の「基本指針」の基本的理念を踏まえ、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の一層の充実に向けて次の基本方針を定めます。

- ◇ 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ◇ 障害の種別によらないサービス等の提供
- ◇ 個々の課題に対応したサービス提供体制や生活の場の整備
- ◇ 障害のある人の就労などの社会参加を支える取り組み
- ◇ 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

成果目標

国（厚生労働省）の「基本指針」を踏まえ、令和8年度を目標年度として、次の6項目について目標を設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行

- 真に必要なサービスを提供する観点から、障害のある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進します。

区分	数値	備考
【基準】令和4年度末の施設入所者数	436人	
地域生活移行者数	4人	令和4年度末の全施設入所者数のうち、令和8年度末までにグループホーム等へ移行する人数
施設入所者減少数	1人	令和4年度末の全施設入所者数から令和8年度末までに減少する人数

※地域生活への移行とは、入所施設からグループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

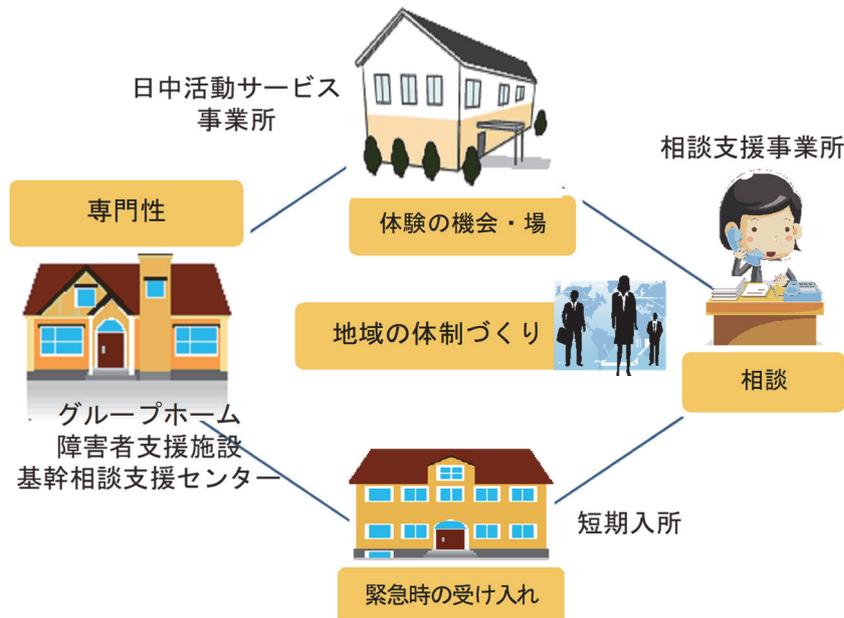
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害のある人が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるための保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を「年1回」開催します。

③ 地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等の有する機能を確保しつつ、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、富山市障害者自立支援協議会において、「年1回」、その運用状況を検証、検討します。
- 強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、富山市障害者自立支援協議会等を通じて、支援体制の整備に取り組みます。

➤ 地域生活支援拠点等が有する機能のイメージ



資料：厚生労働省

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設から一般就労への移行者数について、次のとおり、目標を定めます。

区分	数 値	備 考
【基準】 令和3年度の年間一般就労移行者数	59人	就労移行支援事業から28人 就労継続支援A型事業から21人 就労継続支援B型事業から7人
目標年度の年間一般就労移行者数	76人 (基準の1.28倍)	令和8年度に福祉施設を退所して 一般就労する人数
うち就労移行支援事業利用者分	37人 (基準の1.31倍)	令和8年度に就労移行支援事業所 を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援A型事業利用者分	27人 (基準の1.29倍)	令和8年度に就労継続支援A型事業所 を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援B型事業利用者分	9人 (基準の1.29倍)	令和8年度に継続支援B型事業所 を退所して一般就労する人数

※福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。

※一般就労とは、一般企業等へ就職や在宅で就労等することをいいます。

- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の「5割以上」とします。
- 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度（29人）の1.41倍の「41人」とします。
- 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の「2割5分以上」とします。

#### ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。
- 富山市障害者自立支援協議会等を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制の確保に努めます。

#### ⑥ 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

- 障害福祉サービス事業者等への集団指導等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などを行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

### 障害福祉サービスの見込量と確保策

#### ① 訪問系サービス \*利用者数（人/月）

利用者のニーズに応じて、サービスの確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	居宅で介護や家事等の援助を行うサービス	360	373	387
重度訪問介護	重度の障害のある人の在宅・入院時に長時間にわたる介護や移動中の介護を総合的に行うサービス	21	22	23
同行援護	視覚障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や介護等の援助を行うサービス	37	37	37
行動援護	行動上著しい困難を有する人の外出時の介護や危険を回避するための必要な援護等を行うサービス	31	34	37

## ② 日中活動系サービス

\*利用者数（人／月）

利用者のニーズに応じて、サービスの確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	施設で介護や創作的活動等を行うサービス	925	929	934
自立訓練（機能訓練）	身体機能の維持、回復等を行うサービス	8	8	8
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持、向上等を行うサービス	41	42	42
就労選択支援	適性等に合った就労先や働き方等の選択の支援を行うサービス【令和7年度から開始予定】	—	16	18
就労移行支援	一般就労に必要な知識・能力向上の訓練等を行うサービス	81	85	89
就労継続支援（A型）	雇用契約等に基づく就労機会等の提供により知識・能力向上の訓練等を行うサービス	584	589	594
就労継続支援（B型）	就労機会等の提供により知識・能力向上の訓練等を行うサービス	1,050	1,106	1,166
就労定着支援	一般就労後の必要な連絡調整、助言等を行うサービス	36	38	41
療養介護	医療機関併設の施設で看護や機能訓練等を行うサービス	95	96	96
短期入所	施設へ短期間入所し、介護等を受けるサービス（ショートステイ）	99	109	120

## ③ 居住系サービス

\*利用者数（人／月）

利用者にとって、真に必要な施設入所支援サービスの確保を図るとともに、地域における居住の場である共同生活援助（グループホーム）やひとり暮らしを支援する自立生活援助のサービスを確保することにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や継続を支援します。

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	地域移行を支援するため定期的な巡回訪問や随時の対応などにより必要な援助を行うサービス	6	6	6
共同生活援助	共同生活を営む住居（グループホーム）で介護や相談等の援助を行うサービス	429	449	469
施設入所支援	施設に入所して介護等の援助を受けるサービス	436	436	435

## ④ 相談支援

\*利用者数（人／月）

基幹相談支援センターと相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。また、精神障害のある人への地域移行・定着支援のためのサービス提供に努めます。

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	サービス等利用計画の作成や見直しのための相談支援	850	875	902
地域移行支援	地域生活に移行するための相談支援	2	2	2
地域定着支援	常時の連絡体制や緊急時の相談支援	51	53	55

【参考】精神障害のある人の地域移行・定着支援等の推進のためのサービス見込量（該当サービス見込量の内数）

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度	サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	1	1	1	自立生活援助	3	3	3
地域定着支援	44	46	48	自立訓練 （生活訓練）	26	27	27
共同生活援助	134	140	147				

☞ 既存のサービス提供事業所に加え、必要に応じて、新規事業者の参入の促進を図るなどし、見込量の確保に努めます。

## 地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業は、障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活をおくることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施する事業で、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

### ① 必須事業

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・啓発事業		障害のある人への理解につながる研修・啓発や、事業者の合理的配慮の法的義務化（令和6年4月施行）の周知などを通じて、地域住民への働きかけを強化します。			
自発的活動支援事業		障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、障害のある人等が自立した生活をおくることができる社会の実現を図ります。			
相談支援事業		障害者相談支援事業と基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）に取り組みます。			
成年後見制度利用支援事業 （上段：市長申立 下段：費用助成）	利用者数（人／年）	8	9	10	
		34	38	42	
成年後見制度法人後見支援事業		後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、後見活動を支援します。			
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	派遣回数（人／月）	33	34	35
	要約筆記者派遣	派遣回数（人／月）	3	4	5
	手話通訳者設置	設置力所（力所）	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	入門講座	修了者数（人／年）	40	40	40
	基礎講座	修了者数（人／年）	20	20	20
日常生活用具給付等事業	利用者数（件／月）	815	815	815	
移動支援事業	利用者数（人／月）	71	76	81	
地域活動支援センター（機能強化）事業	利用者数（人／年）	420	420	420	

※日常生活用具には、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類があります。

### ② 任意事業

サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問入浴サービス事業	利用者数（人／月）	4	4	4	
日中一時支援事業	利用者数（人／月）	176	187	197	
生活訓練等支援事業		日常生活上必要な訓練や指導等を行うため、知的障害者福祉事業、精神障害者支援事業等を実施します。			
社会参加支援事業	スポーツ教室等開催	開催回数（回／年）	650	650	650
	点字広報等発行	発行点数（点／年）	25	25	25
	奉仕員養成研修開催	開催回数（回／年）	20	20	20
	運転免許証取得助成	助成件数（件／年）	1	1	1
	自動車改造費助成	助成件数（件／年）	15	15	15

## 成果目標

国（こども家庭庁）の「基本指針」を踏まえ、令和8年度を目標年度として、次の項目について目標を設定します。

### ① 障害児通所支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センター「2カ所」（富山市恵光学園と富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）を確保するとともに、富山市恵光学園と障害児通所支援事業所等との連携や保育所等訪問支援等を活用した支援体制の強化に努め、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ります。
- 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所「2カ所」の確保を図ります。
- 主に重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所「5カ所」の確保を図ります。
- 富山市障害者自立支援協議会において、保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係者によるこども発達支援ワーキングを「年1回」開催し、医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーター「1人」を配置します。

## 障害児通所支援等の見込量と確保策

### ① 障害児通所支援 \*利用児数（人/月）

利用児のニーズに応じて、サービスの確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	未就学の児童に集団療育や個別療育を行うサービス	470	512	558
放課後等デイサービス	就学している児童の放課後や夏休み等の学校の休業日に生活能力向上の訓練等を行うサービス	1,021	1,102	1,190
保育所等訪問支援	訪問支援員が児童の通う保育所等を訪問し、専門的な助言等を行うサービス	20	25	30
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して個別療育を行うサービス	1	1	1

### ② 障害児相談支援等 \*利用児数（人/月）

基幹相談支援センターと相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、障害児相談支援の質の向上に努めます。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	サービスの利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を行う相談支援	484	518	554
医療的ケア児支援 コーディネーター	医療的ケアを必要とする児童への支援の総合調整を行うコーディネーターを配置 *見込量は配置人数	1	1	1

☞ 既存のサービス提供事業所に加え、新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

## 4 計画の推進に向けて

### 推進体制

- 障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定に基づき、富山市障害者自立支援協議会（福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障害者団体等の代表者などにより構成）を設置しています。
- 富山市障害者自立支援協議会に、相談支援ワーキングと課題ごとの専門ワーキングを設け、関係機関とのより綿密な連携、協議を行っています。
- 今後も、富山市障害者自立支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障害のある人の支援やその体制の整備を図ります。

### 進捗管理

- 計画の成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行い、その結果を富山市障害者自立支援協議会に報告します。
- 計画の成果目標の分析・評価の結果や富山市障害者自立支援協議会における協議、さらには、国の障害者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行います。

### 第7期富山市障害福祉計画 第3期富山市障害児福祉計画 〈概要版〉

発行年月 令和6年3月

発行 富山市

編集 福祉保健部障害福祉課/  
こども家庭部こども健康課  
〒930-8510 富山市新桜町7番38号  
TEL 076-443-2254/2279  
FAX 076-443-2143/2169  
URL <https://www.city.toyama.lg.jp/>